

令和3年12月15日

市内本店業者各位

守山市長 宮本和宏

令和4年度入札参加資格審査申請書の提出について

本市が発注する建設工事、測量および建設コンサルタント等業務の入札に参加を希望される方は、下記により関係書類を提出してください。

記

1 入札参加申請者の資格

入札参加申請のできる者は、次の(1)から(4)の条件を満たし、(5)から(12)までの条件のいずれかに該当する者とします。

- (1) 令和4年1月1日現在において、守山市内に本店（主たる事業所）を有すること
- (2) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないことおよび破産者で復権を得ない者でないこと
- (3) 経営状態が健全であり、市税等を滞納していない者
- (4) 次のいずれかに該当する者でないこと

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与す

るなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けた後、審査基準日（令和3年10月1日）の前日において、2年以上経過し、同法第27条の23第1項に基づく経営事項に関する審査を経て、現に建設業を営んでおり、社会保険等（「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」）に加入している者。
- (6) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定により登録を受けた測量業者
- (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定により登録を受けた建設コンサルタント業者
- (8) 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定により登録を受けた地質調査業者
- (9) 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定により登録を受けた補償コンサルタント業者
- (10) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により一級建築士事務所または二級建築士事務所の登録を受けた者
- (11) 建築設備の設計および監理を業とする者
- (12) 建設工事に伴う調査業務を行う者で(5)から(10)までに掲げる者以外のもの

## 2 受付期日、受付場所および受付時間

### (1) 受付期日

令和4年1月26日（水）

### (2) 受付場所および受付時間

受付場所 守山市役所東棟3階大会議室

受付時間 午前9時30分から午後3時まで（正午から午後1時までを除く。）

## 3 案内文および様式の配布日時ならびに場所

配布日時 令和3年12月15日（水）から令和4年1月26日（水）まで

配布場所 守山市のホームページおよび守山市役所2階閲覧所

※守山市役所での配布は、執務時間内とする。

4 有効期間

1年間

5 入札参加希望業種の数

3業種以内

6 問い合わせ先

守山市総務部契約検査課 直通 TEL 077-582-1147

7 その他

- (1) 郵送等による申請の受け付けはしません。
- (2) 申請書は、記載事項について説明のできる者が、持参してください。
- (3) 提出日が経過したものは、一切受け付けしません。
- (4) 申請書には、一切不要な書類を添付しないでください。
- (5) 申請書は、A4ファイル綴じとし、その背表紙には、登録番号および業者名のみを記入してください。
- (6) ファイルの色は、建設業：水色（ブルー）系、測量および建設コンサルタント業等：桃色（ピンク）系とします。
- (7) 提出書類一覧および書類記載要領を熟読の上作成し、不備・不足の無い申請を行うようにしてください。
- (8) 希望業種について、年度途中の変更・追加は認めません。
- (9) 道路、河川、公園、その他の土木工作物または下水道の維持に関する作業で建設工事以外のものを業として営む者で、除草、剪定、下水道カメラ調査、漏水調査、計量証明事業等を希望される方は、役務委託等業務入札参加資格審査申請（令和4・5年度の2年有効）を行ってください。